ふなばし三番瀬海浜公園

ふなばし三番瀬環境学習館

指定管理者募集要項（案）

令和３年６月

船橋市都市整備部公園緑地課

船橋市環境部環境政策課

**目　　次**

[募集要項等一覧表 - 1 -](#_Toc71635151)

[三番瀬海浜公園及び三番瀬環境学習館　指定管理者募集要項について - 2 -](#_Toc71635152)

[１　指定管理者が行う管理の基本方針の位置づけ - 2 -](#_Toc71635153)

[（１）本施設の役割 - 2 -](#_Toc71635154)

[（２）本施設の管理の基本方針 - 2 -](#_Toc71635155)

[２　施設の概要 - 3 -](#_Toc71635156)

[３　指定管理者が行う業務 - 3 -](#_Toc71635157)

[４　施設の開館時間等 - 4 -](#_Toc71635158)

[（１）各施設の供用（開館）時間及び休園（休館）日について - 4 -](#_Toc71635159)

[（２）供用（開館）時間、休館日の変更等について - 4 -](#_Toc71635160)

[５　指定期間 - 4 -](#_Toc71635161)

[６　管理運営に関する経費等 - 4 -](#_Toc71635162)

[（１）利用料について - 4 -](#_Toc71635163)

[（２）指定管理料について - 5 -](#_Toc71635164)

[（３）修繕について - 5 -](#_Toc71635165)

[（４）物品について - 6 -](#_Toc71635166)

[（５）事業所税 - 6 -](#_Toc71635167)

[７　リスク分担 - 6 -](#_Toc71635168)

[（１）指定期間（令和４年４月～令和９年３月）内における主なリスク - 6 -](#_Toc71635169)

[（２）新型コロナウイルス感染症に関するリスク - 7 -](#_Toc71635170)

[８　業務評価 - 7 -](#_Toc71635171)

[（１）内部評価について - 7 -](#_Toc71635172)

[（２）労働関係法令の遵守状況の確認について - 7 -](#_Toc71635173)

[（３）改善指導と指示について - 7 -](#_Toc71635174)

[（４）評価結果の公表について - 7 -](#_Toc71635175)

[（５）指定の取消し及び業務の一時停止について - 7 -](#_Toc71635176)

[９　その他管理運営にあたっての留意事項 - 7 -](#_Toc71635177)

[（１）法令等の遵守について - 7 -](#_Toc71635178)

[（２）損害賠償請求等への対応について - 8 -](#_Toc71635179)

[（３）苦情等への対応について - 8 -](#_Toc71635180)

[（４）事故及び災害等への対応について - 8 -](#_Toc71635181)

[（５）職員研修の実施について - 8 -](#_Toc71635182)

[（６）個人情報の取扱い、守秘義務及び情報公開 - 8 -](#_Toc71635183)

[（７）文書等の管理保管 - 8 -](#_Toc71635184)

[（８）利用者の声の把握 - 9 -](#_Toc71635185)

[（９）監査等への協力 - 9 -](#_Toc71635186)

[（１０）本市への報告等 - 9 -](#_Toc71635187)

[（１１）大規模災害時の対応について - 9 -](#_Toc71635188)

[（１２）障害者差別解消に係る配慮 - 9 -](#_Toc71635189)

[（１３）市内事業者の活用について - 9 -](#_Toc71635190)

[（１４）指定管理者提案による整備・改修について - 10 -](#_Toc71635191)

[（１５）市民との協働について - 10 -](#_Toc71635192)

[（１６）人工海浜施設の管理について - 10 -](#_Toc71635193)

[10　指定管理者募集に関する事項 - 10 -](#_Toc71635194)

[（１）スケジュールについて - 10 -](#_Toc71635195)

[（２）指定管理者の募集手続きについて - 11 -](#_Toc71635196)

[（３）申請資格 - 12 -](#_Toc71635197)

[（４）共同企業体による申請について - 12 -](#_Toc71635198)

[（５）申請の手続きについて - 13 -](#_Toc71635199)

[①申請書類 - 13 -](#_Toc71635200)

[②提出書類の言語等 - 13 -](#_Toc71635201)

[③申請書類の受付 - 14 -](#_Toc71635202)

[④注意事項 - 14 -](#_Toc71635203)

[⑤失格事項 - 14 -](#_Toc71635204)

[⑥申請における留意事項 - 14 -](#_Toc71635205)

[11　指定管理者候補者の審査・選定等 - 15 -](#_Toc71635206)

[（１）指定管理者選定委員会の設置について - 16 -](#_Toc71635207)

[（２）選定委員会による審査について - 16 -](#_Toc71635208)

[（３）評価基準 - 16 -](#_Toc71635209)

[（４）順位付けの方法 - 16 -](#_Toc71635210)

[（５）審査結果の通知及び公表について - 17 -](#_Toc71635211)

[（６）協議の開始について - 17 -](#_Toc71635212)

[（７）指定管理者の指定について - 17 -](#_Toc71635213)

[（８）次順位者の取り扱いについて - 18 -](#_Toc71635214)

[12　指定管理者との協定の締結 - 18 -](#_Toc71635215)

[13　指定の取消し等 - 18 -](#_Toc71635216)

[（１）指定管理者による管理業務が不適切と認められる場合 - 18 -](#_Toc71635217)

[（２）指定管理者からの協議による場合 - 18 -](#_Toc71635218)

[（３）不可抗力等による場合 - 19 -](#_Toc71635219)

[（４）指定取消し等にかかる損害賠償について - 19 -](#_Toc71635220)

[14　業務の引継ぎ - 19 -](#_Toc71635221)

[（１）指定開始前の引き継ぎについて - 19 -](#_Toc71635222)

[（２）指定終了時の引き継ぎについて - 19 -](#_Toc71635223)

[（３）引き継ぎに要する費用について - 19 -](#_Toc71635224)

[15　問合せ先及び申請書類提出先 - 19 -](#_Toc71635225)

**募集要項等一覧表**

|  |
| --- |
| ふなばし三番瀬海浜公園及びふなばし三番瀬環境学習館　　　　　　　　　　　指定管理者募集要項（本紙） |
| 添付資料（資料１）施設・主要建築物平面図（資料２）利用状況（資料３）利用料等一覧表（資料４）業務仕様書（資料５）三番瀬環境学習館に関する特記仕様書（資料６）物品一覧表（資料７）障害を理由とする差別の解消の推進に関する船橋市職員対応要領 |
| 申請書類（申請書類１）申請者現地見学会参加申込書（申請書類２）質問書（申請書類３）船橋市指定管理者指定申請書（申請書類３-２）船橋市環境学習館指定管理者指定申請書（申請書類４）事業計画書（申請書類４-２）収支予算書（申請書類５）法人等概要書（申請書類６）誓約書（申請書類７）（申請時）労働条件チェックシート（申請書類８）法人等の役員名簿（申請書類９）指定管理者指定申請辞退届 |

# **三番瀬海浜公園及び三番瀬環境学習館**　**指定管理者募集要項について**

　指定管理者制度とは、多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理運営に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものであり、地方自治法第２４４条の２に定められております。

　船橋市（以下「本市」という。）は、船橋市都市公園条例（以下「都市公園条例」という。）（昭和３９年船橋市条例第４２号）第１１条及び船橋市環境学習館条例（以下「学習館条例」という。）（平成２８年３月３０日）第４条の規定に基づき、令和４年４月１日からふなばし三番瀬海浜公園及びふなばし三番瀬環境学習館（以下これらを「本施設」という。）について、一括で管理運営する指定管理者を募集します。

　なお、募集要項は、１ページの一覧表のとおり、本紙の他、添付資料及び申請書類から構成されており、これらは募集要項と一体のものです。（以下「募集要項等」という。）また、本募集要項等については、申請のための検討以外の目的で使用することはできません。

　募集要項等に記載された内容は、特に記載されたものを除き、令和３年６月１日現在のものです。

# **１　指定管理者が行う管理の基本方針の位置づけ**

## （１）本施設の役割

ふなばし三番瀬海浜公園は昭和５７年にレクリエーション施設として開設され、多くの市民の方に利用されてきましたが、平成２９年４月より都市公園として開設しています。

公園内には、中央部から東側にかけては徒渉池や芝生広場、南側には干潟と東京湾を見渡せる展望デッキ、西側にはバーベキュー広場や野球場・庭球場があり、市内外から利用者が訪れます。

北側にあるふなばし三番瀬環境学習館は、東日本大震災により被災した旧余熱棟（温水プール棟）を改修し、三番瀬の魅力を十分に活かした自然体験や環境学習のできる場として平成２９年７月にオープンしました。「知る」「考える」「学ぶ」の３つのゾーンで構成され、東京湾の最奥部に位置する三番瀬の魅力を体感しながら、三番瀬や環境について学べます。また、干潟に生息している生きものや生態系が学習できるほか、市の自然環境や地球規模の環境問題についても学ぶことができる施設として多くの市民に利用されています。

## （２）本施設の管理の基本方針

本施設は、本市が設置する「公の施設」です。上記（1）の本施設の役割や公の施設としての特性を理解し、下記に掲げる事項に従って管理運営を行うものとします。

１　本施設が公の施設であることを常に念頭において公平な運営を行うものとし、利用者の平等な利用を確保すること。

２　管理業務の実施に当たっては、都市公園条例及び学習館条例並びに関連する法令等に従うとともに、別に定める仕様書等に基づき、施設を常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効果的に運営すること。

３　事業計画書及び指定の期間全体の事業計画書の内容を遵守し、適正かつ確実に管理業務を行うこと。

# **２　施設の概要**

　所在地　　　　船橋市潮見町４０番ほか

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名称 | 開設年月日 | 主な施設内容 |
| ふなばし三番瀬海浜公園 | H29.4.1 | 公園面積　83,002.97㎡野球場　　10582.39㎡（1面）庭球場　 　3922.72㎡（6面）　ハードコート駐車場　　11240.82㎡（408台）展望デッキ　２階建、鉄骨造、ＥＶあり建築面積 603.89㎡／延床面積698.60㎡芝生広場、徒渉池クラブハウス（更衣室、シャワー室、軽食喫茶）コンコース売店（４店舗）、屋外トイレ、倉庫 |
| ふなばし三番瀬環境学習館 | H29.7.1 | 鉄筋コンクリート造　２階建建築面積　2,844.51㎡／延床面積　3,776.69㎡１階　常設展示エリア（有料スペース）　　　受付、事務所、ラウンジ、カフェレストラン２階　サイエンスラボ（有料スペース）　　　多目的ホール、研修室、生物多様性情報室 |

# **３　指定管理者が行う業務**

本施設における指定管理者の業務は次のア～ウのとおりです。業務の詳細については、資料４「業務仕様書」のとおりとします。このほか、申請時に提案のあった事項についても指定管理者の行う業務となり、申請時に提案のあった事項について何らかの事情により実施が困難な場合は、本市と協議するものとします。

また、指定管理者が行う業務の全部を第三者に委託し、または請け負わせることはできませんが、専門的知識又は経験を必要とし、かつ、自ら行う事が困難な一部の業務については、本市の承認を得て委託することができます。

　ア．都市公園条例第１２条に規定する業務に関すること。

　　(1)ふなばし三番瀬海浜公園の施設及び設備の提供に関すること。

　　(2)ふなばし三番瀬海浜公園に係る有料公園施設の利用の許可に関すること。

　　(3)利用料の収受に関すること。

　　(4)ふなばし三番瀬海浜公園の施設及び設備の維持管理に関すること。

　　(5)その他、ふなばし三番瀬海浜公園の運営に関する事務のうち、本市が必要であると認めるもの。

　イ．学習館条例第５条に規定する業務に関すること。

　 (1)以下に掲げる業務に関すること。

　　　・三番瀬の生態系その他の自然環境についての体験及び学習の場の提供に関すること。

　　　・三番瀬に生息する生物等に係る資料の収集、保存及び展示に関すること。

　　　・その他本市が必要であると認めること。

　　(2)利用料の収受に関すること。

　　(3)ふなばし三番瀬環境学習館の施設及び施設の維持管理に関すること。

　 (4)その他ふなばし三番瀬環境学習館の運営に関する事務のうち、本市が必要であることと認めるもの。

　ウ．自主事業について

(1)実施する前に、本市の承認を受けてください。

(2)本市は提案された自主事業等について、施設の設置目的等を総合的に判断し、ふさわしい内容ではないと判断した場合は実施を承認しないこともあります。

(3)承認後、自主事業等によって本来業務に支障が生じていると判断した場合、本市は自主事業等の中止、変更等を命ずる場合があります。

# **４　施設の開館時間等**

## （１）各施設の供用（開館）時間及び休園（休館）日について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名称 | 供用（開館）時間 | 休園（休館）日 |
| 公園ゾーン | 下記以外 | 原則２４時間開放 | なし |
| 庭球場野球場駐車場 | 午前９時から午後５時まで | 12月29日から翌年の1月3日まで |
| ふなばし三番瀬環境学習館 | (1)月曜日（その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）(2)12月29日から翌年の1月3日まで |

## （２）供用（開館）時間、休館日の変更等について

　　条例の規定により指定管理者は、必要があると認めるときは、周辺地域への迷惑となる場合等を除き、市長の承認を得て供用開始（開館）時刻の繰り上げ、供用終了（閉館）時刻の繰り下げ、休園（休館）日等の変更等をすることができます。この場合、変更後の繰り上げ又は繰り下げた時刻、休園（休館）日を規則で定めることとしており、規則の改正が必要となります。

しかし、臨時の変更の場合には規則に定めることを必要としないため、指定管理者は必要があると認めるときは、定められた様式により市長の承認を得て下さい。

なお、（１）に記載の供用時間等を基準とした、供用（開館）時間の延長及び休園（休館）日の変更に伴う指定管理料の増額はいたしません。

# **５　指定期間**

　　令和４年４月１日から令和９年３月３１日までとします。

ただし、本市が指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる場合があります。

# **６　管理運営に関する経費等**

　　本施設の管理に要する経費は、本市が支払う指定管理料、自主事業等による収入並びに都市公園条例第２４条及び学習館条例第１２条に定める「利用料」によって賄うこととします。

## （１）利用料について

利用料は指定管理者の収入となります。

　　なお、令和４年４月１日より本施設に係る利用料の改定を行うこととしており、現在の利用料との新旧対照表は資料３「利用料等一覧表」のとおりです。指定期間における利用料については、改定後の利用料の額の範囲内で指定管理者が定めることになります。また、次に示す指定管理料の参考金額は改定後の利用料に基づき積算しておりますのでご留意ください。

また、上記のほかにも、本市では今後利用料等の見直しを行う場合があります。都市公園条例及び学習館条例で定める利用料等の額等に変更が生じた場合は、指定管理者の行う事務に変更が生じる可能性があります。この場合、本市と指定管理者の協議により協定等の変更を行うものとします。

## （２）指定管理料について

申請者が提案する指定管理料は、次に示す参考金額以下（消費税及び地方消費税を含む）としてください。参考金額を超えて提案を行った場合は失格となります。指定管理者候補者として選定された場合、提案された金額に基づいて本市の予算の範囲内で指定管理料について協議を行い、令和３年第４回船橋市議会定例会にて債務負担行為の議決を得る予定です。（提案のあった金額がそのまま指定管理料とはならない場合があります。）

また、本市が支払う指定管理料の支払い時期、方法等については、指定管理者と協議のうえ決定し、指定管理者と本市との間で締結する年次協定で定めるものとします。

|  |
| --- |
| ＜参考金額＞　　　　　　　　円 |

指定管理料及び利用料で賄うべき経費は、下記に示す経費を除き、「３　指定管理者が行う業務」で示す業務の実施に要する一切の経費となります。

なお、次の「７　リスク分担」で示す本市がリスク分担者となっている経費についても、指定管理料に含んでおりません。

　　＜本市が負担する経費＞

|  |
| --- |
| ア．施設、設備及び本市が貸与する物品の修繕（１件あたり３０万円以上（見積金額であって消費税等を含む。））のうち、本市と指定管理者の協議により本市が負担するとした修繕に係る費用　　ただし、指定管理者の故意または過失により修繕が必要となった場合は指定管理者の負担となります。イ．本市所有の物品（性質又は形状を変えることなくおおむね３年以上の使用に耐える物で１個あたり３万円以上（見積金額であって消費税等を含む。））に係る費用　　ただし、指定管理者の故意または過失により滅失損壊した場合は指定管理者の負担となります。ウ．施設の基本的構造にかかる大規模修繕に要する経費　　ただし、指定管理者の故意または過失により修繕が必要となった場合は指定管理者の負担となります。エ．船橋市生涯学習施設予約管理システムに係る経費（システム保守費、通信費、プリンタートナーカートリッジ） |

## （３）修繕について

施設、設備及び本市が貸与する物品の修繕に要する経費については、１件あたり３０万円未満（見積金額であって消費税等を含む。）の場合にあっては指定管理者の負担とします。１件とは、合理的な理由による修繕単位です。修繕実施後の施設、設備及び物品は本市に帰属するものとします。また、１件あたり３０万円以上の場合にあっても、本市と指定管理者の協議により指定管理者が実施するものもあります。

なお、1件あたり３０万円未満であっても本市が加入する建物総合損害共済の適用となる場合は本市が修繕料を負担することがあります。

## （４）物品について

現に使用中の本市所有の物品については、指定管理者に無償で貸与します。本市所有の物品は「資料６　物品一覧表」に示すとおりです。

貸与した物品が経年劣化等により管理運営業務の実施の用に供することができなくなった場合、性質又は形状を変えることなくおおむね３年以上の使用に耐える物で買い替えに係る費用が1個あたり３万円（見積金額であって、消費税等を含む。）以上の物品については、本市が予算の範囲内で必要に応じて購入し、その所有権は本市に帰属します。その他の物品については指定管理者の負担において購入するものとし、その所有権は指定管理者に帰属します。

指定管理者が管理運営を行う施設において指定管理者が必要と判断する物品を設置・使用する場合は、あらかじめ本市と協議のうえ、自らの経費負担により、購入することとなります。この場合、当該物品の所有権は指定管理者に帰属します。また、指定管理者は１個あたり３万円以上の物品を「備品リスト」として一覧表にまとめ、本市に対して提出することとします。

ただし、指定管理者の負担において購入し所有権が指定管理者に帰属する物品についても、本市と指定管理者での協議の上、本市又は本市が指定するものに引き継ぐことができるものとします。

## （５）事業所税

本市は人口３０万人以上の都市で、政令で指定された課税団体となっているため、市内の一定規模以上の事業所には事業所税が課税されることがあります。課税の条件や金額等、詳細につきましては、本市が発行する「事業所税の手引き」をご確認の上、税務部市民税課（電話：047-436-2206）までお問い合わせください。

※事業所税の手引きは以下のページよりダウンロード可能です。

　<https://www.city.funabashi.lg.jp/kurashi/zei/004/p000003.html>

# **７　リスク分担**

指定期間内における主なリスク等については、次のとおりとし、これ以外のリスクに関する対応については別途協議するものとします。

## （１）指定期間（令和４年４月～令和９年３月）内における主なリスク

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| リスクの種類 | リスクの内容 | リスク分担者 |
| 船橋市 | 指定管理者 |
| 経済情勢 | 人件費・物件費等の物価変動に伴う経費の増 |  | ○ |
| 金利変動に伴う経費の増 |  | ○ |
| 制度関連等 | 広く事業者一般を対象とした法制度、許認可制度等の新設・変更によるリスク |  | ○ |
| 本施設の管理運営業務にのみ直接影響を及ぼす法制度、許認可制度、税制度等の新設・変更によるリスク | ○ |  |
| 税制度の新設・変更によるリスク | 協議事項 |
| 自然災害等 | 自然災害（暴風雨、豪風雨、洪水、地震、落盤等）に伴う、施設、設備の修復による経費 | ○ |  |
| 不可抗力に伴う業務履行不能 | 協議事項 |
| 資金調達 | 管理運営に必要な設備投資、人員配置等に充てる資金の確保 |  | ○ |
| 需要変動 | 需要変動による収入の減少 |  | 〇 |
| 引継費用 | 管理運営の引継ぎに必要な費用 |  | 〇 |

## （２）新型コロナウイルス感染症に関するリスク

　新型コロナウイルス感染症拡大防止等のため、本市との協議に基づき生じた減収や要した費用に関し、指定管理料が不足する分について、指定管理者の負担とすることが適当でないと本市が認めたものは本市の負担とします。

# **８　業務評価**

## （１）内部評価について

施設の管理・運営に関し、本市が定める仕様書、指定管理者が作成する事業計画書、協定等に従い適正かつ確実に行われているか、また安定的・継続的な施設運営が行える状況にあるかなど、あらかじめ定めたサービス水準を維持し、向上に向けて業務を実施しているかどうかについて、本市の定める報告書の提出のほかに、下記の方法により業務実績の評価を実施します。

①本市が作成するモニタリングシートに基づく指定管理者による自己評価及び本市による評価（年１回）

②指定管理者によるアンケート等の実施（年１回以上）

③その他、本市の示す方法による業務の評価

上記以外の方法で、指定管理者が独自にモニタリングを実施する場合は、事業計画書により提案してください。

## （２）労働関係法令の遵守状況の確認について

必要に応じて労働関係法令の遵守状況について調査を行う場合があります。なお、当該調査業務を委託して実施することがあります。

## （３）改善指導と指示について

評価結果により、改善が必要な場合は改善に向けた指導を行います。指定管理者は指導された事項について改善計画を作成し、計画的に改善に取り組んで頂きます。改善結果が適正と認められない場合は改善措置を講じるよう指示を行います。

## （４）評価結果の公表について

評価結果及び改善結果については、施設内において利用者の見やすい位置に掲示していただくほか、本市ホームページにて公表します。なお、指定管理者独自で実施するモニタリング結果についても原則公表して下さい。

## （５）指定の取消し及び業務の一時停止について

改善の指示によっても改善が見られない場合や本市の指示に従わない場合は、指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理者業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

# **９　その他管理運営にあたっての留意事項**

## （１）法令等の遵守について

本施設の管理運営業務を行うにあたっては、下記に掲げる法令等を遵守してください。なお、下記に掲げる法令等が改正された場合は、改正後の内容を遵守してください。

　　ア．地方自治法（昭和２２年法律第６７号）

イ．都市公園法（昭和３１年法律第７９号）、同施行令、同施行規則

　ウ．労働関係法令（労働基準法（昭和２２年法律第４９号）、労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）、最低賃金法（昭和３４年法律第１３７号）等）

　エ．駐車場法（昭和３２年法律第１０６号）、同施行令

オ．障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律第６５号）

　　カ．船橋市都市公園条例（昭和３９年船橋市条例第４２号）、同施行規則

　　キ．船橋市環境学習館条例（平成２８年船橋市条例第１８号）、同施行規則

　　ク．船橋市個人情報保護条例（平成１７年船橋市条例第６号）

　　ケ．船橋市情報公開条例（平成１４年船橋市条例第７号）

　　コ．船橋市行政手続条例（平成９年船橋市条例第２号）

　　サ. 船橋市暴力団排除条例（平成２４年船橋市条例第１８号）

　　シ．その他管理運営に適用される法令等

## （２）損害賠償請求等への対応について

指定管理者の責めに帰すべき事由により、施設、設備、物品等が使用に耐えなくなった場合、あるいは指定管理者の責めに帰すべき事由により、利用者に被害が及んだ場合、その他本市に損害が及んだ場合などは、その損害の全部又は一部について賠償していただきます。

以上のことから、指定管理者はあらかじめ業務に関する損害賠償責任保険に加入してください。

## （３）苦情等への対応について

指定管理者は利用者等から寄せられるさまざまな苦情や要望に十分応えるため、マニュアルの整備や職員研修の実施等必要な体制を整えることとします。寄せられた苦情等に対して、指定管理者は施設の管理運営を行う者として誠意ある対応をして下さい。

また、対応にあたっては必要に応じ本市に報告するとともに、本市の指導を受けて下さい。

## （４）事故及び災害等への対応について

指定管理者は利用者が安心してサービスを受けられるよう、マニュアルの整備や職員研修の実施など、事故や事件の防止及び災害や感染症への対応における体制を整えることとします。事故や事件が発生した場合には、迅速かつ適切に対応する体制を整えることとし、指定管理者の責任において対応するものとします。また、対応にあたっては必要に応じて本市に報告するとともに、本市の指導を受けて下さい。

## （５）職員研修の実施について

本施設において業務を実施する職員に対し、接遇、救命救急、個人情報の取り扱い、苦情解決等の研修を必要に応じて実施してください。

## （６）個人情報の取扱い、守秘義務及び情報公開

指定管理者は、船橋市個人情報保護条例に基づき、管理業務の遂行に伴う個人情報について適切に取り扱うとともに、必要な措置を講じなければなりません。また、業務上知り得た情報を他人に漏らしたり、不当な目的に使用したりしてはなりません。指定期間が終了した後も同様です。

なお、指定管理者が施設の管理を行うにあたり保有する情報の開示及び提供については、本市の指示に従い必要な措置を講じなければなりません。

## （７）文書等の管理保管

指定管理者は、指定管理業務の遂行にあたり作成又は収受した文書等をその他の業務文書等とは別に管理し、適切に保存しなければなりません。

なお、これらの文書は法令等で定めるもののほか、管理業務に関する文書等について、指定期間終了後、指定期間開始時に本市と指定管理者で締結する基本協定書等に定める期間保存しなければなりません。

## （８）利用者の声の把握

指定管理者は、年１回以上利用者を対象にアンケート調査等を実施し、常に利用者のニーズの把握に努めて下さい。また、本市が実施するアンケートに協力して下さい。

## （９）監査等への協力

指定管理者の行う公の施設の管理業務にかかる出納その他の事務の執行については、監査委員の監査等の対象となる場合があります。その際、指定管理者は監査委員等に協力しなければなりません。

## （１０）本市への報告等

管理業務に関して、その実態を把握するため本市の定める必要な報告書を提出して下さい。また、指定管理者は本市が指定管理者に行う調査や調査依頼等に協力しなければなりません。なお、本市に提出した報告書や調査結果等は開示の対象となることがあります。

## （１１）大規模災害時の対応について

本施設は、大規模災害等の発生時において船橋市地域防災計画で以下のとおり指定されています。そのため、指定管理者に対して災害時対応の協力を要請する場合があります。災害時対応協力（市との役割分担、費用負担等）については、別途、基本協定において取り決めをします。なお、以下の施設のとおり位置づけられている役割に関しての開設及び運営への協力に発生した光熱水費・人件費などの必要経費は、原則市の負担とし、開設及び運営により施設の通常利用の制限を伴う場合の指定管理料の減額及び損失の補填は協議事項とします。

|  |  |
| --- | --- |
| 施設名 | 船橋市地域防災計画における位置づけ |
| ふなばし三番瀬海浜公園 | 災害廃棄物の一時仮置場 |
| ふなばし三番瀬環境学習館 | 津波一時避難施設 |

また、船橋市地域防災計画において予め指定されていない役割についても、災害等の発生状況によっては、随時協力を求める可能性があり、公の施設であることを鑑み本市の災害対応に協力しなければなりません。なお、本市の要請に基づき要した費用のうち、指定管理者による一般的な管理業務に要する経費に含めることが適当でないと本市が認めたものについては、原則本市の負担とします。

（１２）障害者差別解消に係る配慮

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律第６５号）において、地方公共団体は「障害のある方に対する不当な差別的取り扱いの禁止」及び「合理的配慮の提供」が法的義務とされています。事業者は、同法において「合理的配慮の提供」については努力義務とされていますが、公の施設の管理運営を行うことに鑑み、指定管理者においても、「資料７　障害を理由とする差別の解消の推進に関する船橋市職員対応要領」第２条及び第３条の規定に準じ、不当な差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとします。

## （１３）市内事業者の活用について

「３　指定管理者が行う業務」に記載のとおり、専門的知識又は経験を必要とし、かつ、自ら行う事が困難な一部の業務については、本市の承認を得て委託することができますが、委託業者の選定にあたっては、市内に本店等を有する事業者を選定するよう努めてください。

## （１４）指定管理者提案による整備・改修について

指定管理者は事前に本市の承認を得た上で、指定管理者の負担による本施設の整備・改修等を行うことができるものとします。

なお、指定期間が終了したとき、又は指定が取り消されたときは、指定管理者は、原則、速やかに本施設を指定期間開始前の状態に復するものとします。ただし、本市と指定管理者での協議の上、指定期間開始前の状態に復さないことについて本市の承認を得た場合はこの限りではありません。

## （１５）市民との協働について

本施設運営にあたっては、市民、NPO等の市民団体（環境保全・動物愛護・スポーツ啓発活動等の）との協働若しくは活動の場の設定を、ボランティア育成、講座の運営等において配慮すること。

## （１６）人工海浜施設の管理について

現在、ふなばし三番瀬海浜公園の区域外にある人工海浜施設等について、その管理に係る業務を本市がふなばし三番瀬海浜公園の指定管理者に別途委託しています。

指定管理者として指定された者は、令和４年度以降の上記管理業務について本市と協議を行うものとします。

【想定業務内容】

　　・整地業務　　年２回箇所・・・・計２４，７５０㎡

　　　　　　　　　年１回箇所・・・・計１９，２５０㎡

　　・清掃業務　　年３０回箇所・・・計３０，０００㎡

　　　　　　　　　年１４回箇所・・・計２８，９５０㎡

　　・監視業務　　総括責任者・・・・計年間３９２時間

　　　　　　　　　監視員・・・・・・年間７４７時間

　　・総合管理　　３５９日×８時間＝２，８７２時間

　　　　　　　　　日常清掃・・・・・３５９回

　　　　　　　　　定期監視

　　　　　　　　　危険個所点検

　　　　　　　　　怪我人対応

　　・松林草刈　　年２回・・・・・・計４，２００㎡

# **10　指定管理者募集に関する事項**

## （１）スケジュールについて

　選定及び選定後のスケジュールは下表のとおり予定しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 期間又は期日 |
| 募集要項配布期間 | 令和３年６月１日（火） |
| 現地見学会の開催 | 令和３年６月８日（火） |
| 質疑受付期間 | 令和３年６月９日（水）から　　　　６月１５日（火）午後５時まで |
| 質疑回答予定日 | 令和３年６月２５日（金） |
| 受付期間 | 令和３年６月２５日（金）から令和３年８月４日（水）午後４時まで |
| 書面審査の実施 | 令和３年８月下旬 |
| 書面審査の結果通知 | 令和３年９月上旬 |
| 面接審査の実施 | 令和３年９月中旬 |
| 面接審査の結果通知 | 令和３年１０月上旬 |
| 業務引継ぎ等に関する協議開始 | 令和３年１０月中旬 |
| 指定議案の提出 | 令和３年１１月中旬 |
| 協定書の協議 | 令和４年１月から |
| 業務引継ぎ | 令和４年１月から３月まで |
| 指定管理者業務開始 | 令和４年４月 |

## （２）指定管理者の募集手続きについて

①募集要項の配布

|  |  |
| --- | --- |
| 配布期間 | 令和３年６月１日（火） |
| 配布方法 | 本市ホームページに掲載しますのでダウンロードしてください。 |
| 注意事項 | 窓口での配布は行いません。 |

②現地見学会

|  |  |
| --- | --- |
| 日時場所 | 令和３年６月８日（火）午後予定 |
| 場　　所 | 三番瀬環境学習館　多目的ホール（予定） |
| 参加人数 | 団体ごとに２名まで |
| 申込期限 | 令和３年６月４日（金） |
| 申込方法 | 参加を希望する団体は、申込期限までに「（申請書類１）申請者現地見学会参加申込書」を「15　問合せ先及び申請書類提出先」記載の電子メールあてに提出してください。その際、表題タイトルを「三番瀬海浜公園等説明会参加申込（○○○○←団体名）」としてください。電話やFAXでの受付はいたしません。 後日、受付完了メールを送付いたします。 |
| 注意事項 | 見学会当日質疑応答は行いません。質疑がある場合は、後述③「募集要項等に関する質問」により行ってください。申請を予定される団体が、本市公園緑地課を介さずに本施設等へ直接申し込むことは、失格事項となります。 |

③募集要項等に関する質問

|  |  |
| --- | --- |
| 受付期間 | 令和３年６月９日（水）から令和３年６月１５日（火）午後５時まで |
| 受付方法 | 「申請書類２ 質問書」を「15　問合せ先及び申請書類提出先」記載の電子メールあてに提出してください。質問が複数ある場合は、質問事項の行を追加し提出してください。電話・口頭・FAXによる質問は受け付けませんのでご了承ください。 |
| 回答方法 | 回答できる全質問に対し、６月２５日（金）に質問及びその回答を本市ホームページに掲載することを予定しています。 |
| 注意事項 | 回答後の再質問は受け付けません。質問される際には質問意図を明確にし、曖昧な質問とならないよう注意してください。質問受付期間前に必要となる事項に関する質問（説明会参加申込書の記入方法に関する質問など）につきましては、随時電話や FAX 等にて受け付けいたします。 |

## （３）申請資格

次に掲げる条件を満たす法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）とします。また、複数の法人等で構成されるグループによる申請（以下「共同企業体」という。）も可能とします。なお、共同企業体は、代表団体及びその他の団体（以下「構成団体」という。）から成るものとします。

①地方自治法施行令第１６７条の４に規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること

②地方自治法第２４４条の２第１１項の規定に基づき、本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消されたことがない、または取消後３年以上経過していること

③（申請用）「労働条件チェックシート」に記載する労働関係法令の規定を遵守している者であること

④暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団の利益となる活動を行う法人その他の団体でないこと

⑤役員等（法人にあっては役員及び経営に実質的に関与している者、その他の団体にあってはその代表者及び経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である法人その他の団体でないこと

⑥役員等が、自己、自団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている 法人その他の団体でないこと

⑦役員等が、暴力団又は暴力団員に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している法人その他の団体でないこと

⑧役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている法人その他の団体でないこと

⑨役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人その他の団体でないこと

## （４）共同企業体による申請について

①申請にあたっては、あらかじめ代表団体を定めてください。当該代表団体が申請手続きを行うものとします。

②共同企業体を構成するすべての法人等が「10　指定管理者募集に関する事項　（３）申請資格」を満たす必要があります。

③単独で申請した法人等は、共同企業体を構成する法人等になることはできません。また、同一の法人等が同時に複数の共同企業体を構成する法人等になることもできません。

④共同企業体による申請をした後においては、当該共同企業体を構成する法人等の変更をすることは原則できません。

⑤申請時に、共同企業体の名称を設定してください。

⑥役割や業務分担等について、代表団体及び構成団体の間で協定を締結してください。

## （５）申請の手続きについて

①申請書類

申請にあたっては、次に掲げる書類を提出してください。なお、本市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 書類名 | 備考 |
| ア | 船橋市指定管理公園指定管理者指定申請書（申請書類３－１）船橋市環境学習館指定管理者指定申請書（申請書類３－２） |  |
| イ | 事業計画書（申請書類４）、収支予算書（申請書類４－２） |  |
| ウ | 法人等概要書（申請書類５） | ・共同企業体が申請する場合においては、代表団体及びすべての構成団体のものを提出・オについては、副本用は写しで可 |
| エ | 定款、規約その他これらに類する書類 |
| オ | 法人にあっては登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※本募集への申請日から３か月以内に発行されたもの |
| カ | 申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書 |
| キ | 直近事業年度の貸借対照表、損益計算書、財産目録又はこれらに準ずる書類 |
| ク | 法人等の役員名簿（申請書類８） |
| ケ | （申請時）労働条件チェックシート（申請書類７） |
| コ | 誓約書（申請書類６） |
| サ | 共同企業体結成を証する書類（協定書の写し等。任意様式） | 共同企業体のみ提出 |
| シ | 事業計画書及び収支予算書の電子データ（Microsoft Word及びExcel形式。CD、DVD等の電子媒体に記録して提出） |  |

②提出書類の言語等

申請書類に使用する言語、通貨及び単位は日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第５１号）に定める計量単位としてください。

申請書類の用紙サイズは原則Ａ４版とします。記載方法は、原則文字サイズ１１ポイント以上とし、横書き、フラットファイルに左綴じにし、１冊にまとめて提出してください。印刷方法は片面印刷とします。必要があれば図、写真等を用いても構いません。

申請書類は、書類を３部（原本１部　副本２部）、電子データを２部提出してください。

また、イ（事業計画書及び収支予算書）のみを綴じた書類について上記とは別に１５部提出してください。その際、ファイルの表紙等に法人等の名称が特定できる情報は記載しないでください。

③申請書類の受付

|  |  |
| --- | --- |
| 受付期間 | 令和３年６月２５日（金）から令和３年８月４日（水） |
| 受付時間 | ９時から１６時まで |
| 受付場所 | 船橋市役所　建設局都市整備部公園緑地課（市役所本庁舎４階） |
| 提出方法 | 直接持参してください。その場で申請書類が揃っているかどうか確認いたします。なお、持参される際には事前に電話にて受付予約をしてください。 |

　④注意事項

「申請書類４　事業計画書」の作成にあたっては次の事項について注意して下さい。

○指定期間全体にわたっての内容を記載してください。

○法人等の名称、所在地等、申請者が特定することができる情報は一切記載しないでください。なお、申請者を間接的に特定し得る情報（例：管理運営の実績）については記載可能ですが、後述する指定管理者選定委員会における公平な審査のため、当該記載を黒塗りする場合がありますのでご了承ください。

○手書きでの作成はご遠慮下さい。

○設定された枚数、枠の大きさ、余白等の設定については変更をしないでください。ただし、図表や写真等を用いることは可能です。

○記載にあたっては、できるだけ要点をまとめてわかりやすく記述してください。

○記載事項のない項目があっても削除しないで下さい。

　⑤失格事項

申請者が次に掲げる要件に該当した場合は、その者を審査の対象から除外します

ア．申請書類に虚偽又は不正があった場合

イ．申請書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合

　　　ウ．申請書類提出後に事業計画書の内容を変更した場合

　　　エ．申請資格を満たしていないことが判明した場合

オ．申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明した場合

カ. 法人等の財務状況が著しく悪化していることにより５年間の指定管理期間中安定した業務履行が困難であると判断される場合又はその事実が判明した場合

キ．指定管理料の提案額が「６　管理運営に関する経費等(2)指定管理料について」で示す額を超えている場合

ク．申請者若しくは申請者の代理人、その他関係者が選定に対する不当な要求を行った場合、又は指定管理者選定委員会委員・本市関係職員・現指定管理者に対し、指定管理者選定に関して接触を求めたり、文書等を送付したり、利益を供与した場合

ケ．提出された事業計画書において、募集要項等に定める内容を明らかに満たしていない場合

コ．その他不正行為があったと本市が認めた場合

⑥申請における留意事項

　　　ア．申請者の名称、選定結果等

すべての申請者の名称、選定結果等については、ホームページ等で公表します。また、市議会へも、申請者のすべての名称、選定結果等は説明資料として提出されます。

　　　イ．申請書類等の差し替え等の禁止

　　　　提出された書類の差し替えや内容変更はできません。

ウ．申請書類の取り扱い

　　　　提出された申請書類は理由の如何を問わず返却いたしません。

また、本市は指定管理者の選定の公表等必要となる場合は、申請書類の内容を無償で使用できるものとします。事業計画書は市議会へ説明資料として提出されます。なお、提出された申請書類は、開示請求の対象となる公文書として取扱い、船橋市情報公開条例の規定に従い取り扱うことになります。

　　　エ．申請書の取り下げ

申請書類を提出後、倒産等の事情により、申請を辞退することが明白となった場合には速やかに「申請書類９　指定管理者指定申請辞退届」を提出してください。

オ．申請に係る費用負担

申請に要する一切の費用は、申請者の負担とします。また、申請書類に含まれている特許権、実用新案、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている業務の手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請者の負担とします。

カ．その他

本事業提案申請のために申請者説明会や現地見学会等、定められた機会を除き、本市から資料の提供を行うことはありません。申請者は、本市が提供した情報及び独自に合法的に入手した情報のみで申請を行って下さい。

また、本市が提供する資料については、申請に関る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させ又は内容を提示することを禁じます。

ただし、以下の情報についてはその対象ではありません。

　　　　○公知となっている情報

　　　　○第三者により本業務に関して合法的に入手できる情報

# **11　指定管理者候補者の審査・選定等**

（１）指定管理者選定委員会の設置について

（２）選定委員会による審査について

（３）評価基準

## （４）順位付けの方法

## （５）審査結果の通知及び公表について

選定委員会において最も優れた提案を行った法人等を選定し、その結果に基づき、市長が指定管理者の候補者を選定します。なお、１法人等を指定管理者の候補者として選定しますが、指定管理者候補者となった法人等の次に優れた提案を行った法人等を次順位者として選定します。ただし、申請者の行った提案が選定委員会の定める書面審査評価基準及び面接審査評価基準で定める最低基準に達しない場合は、指定管理者候補者若しくは次順位者又はその両方について選定が行われません。

指定管理者候補者及び次順位者の選定結果は、選定後速やかに申請者に書面で通知するとともに公表します。公表は、公園緑地課及び行政資料室での閲覧及び写しの交付（有償）並びに本市のホームページにて行います。なお、選定委員会の会議録は、会議の公開・非公開を問わず、開示請求の対象となる公文書として取り扱い、船橋市情報公開条例の規定に従い取り扱うこととなります。

また、「10　指定管理者募集に関する事項（４）申請の手続きについて⑥申請における留意事項」のとおりすべての申請者の名称、選定結果等については、ホームページ等で公表し、市議会へも説明資料として提出されます。提出されたすべての申請書及び添付書類は、船橋市情報公開条例に規定する公文書として取り扱われることになります。

## （６）協議の開始について

本市は、指定管理者候補者と業務の細目について協議を行います。

　やむを得ない事情等により協議が成立しない場合は、市は次順位者と協議を行います。

## （７）指定管理者の指定について

指定管理者候補者として選定された法人等は、市議会の議決を経て、指定管理者として指定されます。なお、指定の議案は、令和３年第４回船橋市議会定例会に提出する予定です。

同議会が議決しなかった場合や否決した場合においては、指定ができません。その場合、申請者が指定管理業務を実施するために支出した費用（準備行為を含む）、提供した手法の対価等については、本市は一切補償しませんので、ご了承下さい。

なお、指定管理者と指定された法人等が基本協定の締結までに申請資格を欠くこととなったとき又は失格事項に該当することとなったとき若しくは該当することが判明したときは、指定を取り消すことがあります。指定管理者として指定された法人等の責めに帰すべき事由により指定を取消し、又は指定を行わなかった場合、本市に生じた損害は指定管理者として指定された法人等が賠償するものとします。

## （８）次順位者の取り扱いについて

何らかの事由により、指定管理者の指定が取り消される場合、本市は指定管理者選定時に次順位者となった法人等を次期指定管理者候補として協議を開始します。協議が整った場合、市議会へ指定の議案を提出します。この場合の指定期間は、指定管理者として指定される日から令和９年３月３１日までとします。

# **12　指定管理者との協定の締結**

　本市は、指定管理者として指定された法人等と業務を実施する上で必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づいて基本協定を締結します。基本協定の内容は、募集要項、業務仕様書のほか、指定管理者からの提案事項（事業計画書の記載事項、プレゼンテーション及びヒアリングの内容）をもとに作成するものとします。ただし、本市は指定管理者からの提案事項であっても、必要に応じて実施しない事項を定めることができるものとします。

指定期間開始時に指定期間全体に関する基本協定を締結するほか、指定期間内の年度毎に年次協定を締結します。

　この場合、指定管理者として指定された法人等が、正当な理由なくして基本協定又は年次協定（以下「協定等」という）の締結に応じない場合は、指定を取り消すことがあります。

　また、指定管理者候補者又は指定管理者が協定等の締結までに「13　指定の取消し等」の（1）から（3）の各事項に該当する場合は、指定管理者の指定を行わない、又は協定等を締結しないことがあります。

# **13　指定の取消し等**

下記の場合等にあっては、本市は指定の取消し又は期間を定めて指定管理業務の全部又は一部を停止することができるものとします。取消しの場合は、次期指定管理者が円滑に、かつ支障なく業務を遂行できるよう、後述「14　(２)指定終了時の引継ぎについて」のとおり、十分な引継ぎをするものとします。

## （１）指定管理者による管理業務が不適切と認められる場合

指定管理者が、本市の指示に従わない場合、関係法令、条例、規則、協定等に違反する場合や指定管理者の経営状況が著しく悪化するなど、指定管理者による管理業務を継続することが不適切であると認められる場合は、本市は指定の取消し又は期間を定めて指定管理業務の全部又は一部を停止することができるものとします。

## （２）指定管理者からの協議による場合

指定管理者が、経営悪化等により本施設の管理運営の継続が困難となった場合、本市と指定管理者で協議を行い、指定管理者による管理業務の継続が困難であると本市が認める場合は、本市は指定を取り消すことができるものとします。

なお、この場合の協議は、指定の取消しを受けようとする少なくとも６か月前までには開始するものとし、管理業務の引継ぎについては、本市又は本市の指定する者に対し、本市の指定する方法により行わなければなりません。

## （３）不可抗力等による場合

災害その他の不可抗力等、本市及び指定管理者双方の責めに帰することのできない事由による場合は、事業の継続について本市と指定管理者の間で協議を行い、その結果、事業の継続が困難と判断した場合は、本市は指定の取消し又は期間を定めて指定管理業務の全部又は一部を停止することができるものとします。

## （４）指定取消し等にかかる損害賠償について

上記(1)及び(2)の事由により指定管理者の指定が取消し又は期間を定めて指定管理業務の全部又は一部が停止となった場合は、指定管理者は本市に生じた損害を賠償しなければなりません。また、指定管理者に損害・損失や増加費用が生じても本市はその責めを負いません。

# **14　業務の引継ぎ**

## （１）指定開始前の引き継ぎについて

指定期間開始前の令和４年１月から３月までの間に、業務に関する引き継ぎを受けるものとします。

引き継ぎにあたっては、本市所管部署と十分に協議を行い、引き継ぎ計画書を作成し、本市に提出して下さい。また、現在、勤務している職員から継続雇用の希望があった場合には、継続雇用について検討するよう配慮して下さい。

なお、引き継ぎは令和４年４月から業務を行うこととなる職員に対し、現地にて実施し、その実施時期は令和４年１月からを予定しております。実施にあたっては、本市と協議のうえ行うものとします。

## （２）指定終了時の引き継ぎについて

指定期間が終了するとき、又は指定が取り消されたときは、速やかに施設を指定期間開始前の状態に復するとともに、業務に関し次期指定管理者又は本市に引き継ぎを行うものとします。業務の引き継ぎは、必要な資料等を引き継ぐとともに、引き継ぎ計画書を作成し、次期指定管理者又は本市と十分な事務引継ぎを行うこととします。

## （３）引き継ぎに要する費用について

業務引き継ぎ等に要する費用は、すべて指定管理者に選定された法人等の負担とします。

# **15　問合せ先及び申請書類提出先**

　〒273-8501　船橋市湊町２－１０－２５

　　船橋市役所　建設局都市整備部公園緑地課　管理係（市役所本庁舎４階）

　電話　047-436-2555

　　ＦＡＸ　047-436-2539

　　電子メール　kouen@city.funabashi.lg.jp